

回覧

令和5年6月

小豆島地区各位

小豆島自治会
会長 梅本 敦夫

令和5年度 小豆島自治会 区費徴収について

毎年6月に入りますと区費をお願いしていますが、今年もその時期になりました。

区費はそれぞれのご家庭の状況により、お願いする金額が異なる場合があります。

各ご家庭で、別紙「小豆島自治会区費徴収規則」を確認していただき、本年4月1日現在で区費に変更がある場合には、班長又は総代に申し出ていただきますようお願いいたします。

※別紙「小豆島自治会区費徴収規則」は、令和5年4月1日から施行され運用するものです。施行日以前の区費の徴収とは異なる場合がありますので、ご注意、ご了承ください。

小豆島自治会区費徴収規則

1. 地区内の居住者の基礎徴収区費（全期分）

- ① 標準世帯 5,000 円
- ② 同敷地内世帯 3,000 円（子供が同じ敷地内で住居している）
- ③ 高齢単身世帯 2,800 円（65歳以上の一人暮らしの世帯）
- ④ 母子世帯 2,800 円（義務教育の子を養育する者）
- ⑤ 賃貸住宅 2,400 円（マンション、アパート等、警察官舎含む）

上記以外の世帯等については、役員会において決定する。

但し、入会しない方については、地区内回覧、公報等の配布はしない

2. 区費の徴収時期について

徴収時期は、毎年6月中旬から7月上旬とする。但し、会員等の都合でこの限りではない。

3. 区費の支払い義務の発生について

この会は、前年度まで入会した者に対して、区費の支払い義務が発生する。